

様式第一（第4条関係）

事業再編計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

農業競争力強化支援法第18条第1項の規定に基づき、事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 事業再編の目標
2. 事業再編の内容
3. 事業再編の実施時期
4. 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
5. 事業再編に伴う労務に関する事項
6. その他

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 事業再編の目標

- (1) 事業再編に係る事業の目標（事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
- (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標（任意の指標を設定する。）並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針（平成29年農林水産省・経済産業省告示第4号）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。

2. 事業再編の内容

- (1) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容その他事業再編に係る事業の内容を記載する。
  - ① 事業再編計画の対象となる事業を記載する。
  - ② 農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号。以下「法」という。）第2条第5項第1号の措置と同項第2号の農業生産関連事業の方式の変更とに分けて事業再編計画の具体的内容を要約的に記載する。
  - ③ ②の記載中において、次の説明を記載する。
    - イ 当該事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
    - ロ 一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
  - ④ 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の取組内容を記載する。
  - ⑤ ④の記載中において、次の説明を記載する。
    - イ 良質かつ低廉な農業資材の供給の取組と農産物の生産コストの低減との因果関係
    - ロ 農産物流通等の合理化の取組と農産物の販売コストの低減又は農業経営の安定・発展との因果関係
- (2) 事業再編を行う場所の住所を記載する。
- (3) 関係事業者又は外国関係法人が共同して事業再編を実施する場合には、その名称及び当該関係事業者又は当該外国関係法人が農業競争力強化支援法施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省令第1号。以下「規則」という。）第1条第2項の関係事業者又は同条第3項の外国関係法人であることの説明を記載する。
- (4) 別表1により、事業再編を実施するための措置の内容については、法第2条第5項第1号の措置及び同項第2号の農業生産関連事業の方式の変更ごとに法第2条第5項第1号及び第2号並びに規則第1条第1項各号に掲げる措置に照らして記載する。

- (5) 別表2により、事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業再編促進対象事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。このうち、法第18条第5項に規定する事業再編促進設備等に該当する場合にはその旨記載する。
- (6) 別表3により、法第18条第4項の事業再編に伴う施設の撤去又は設備の廃棄の種類について記載する。
- (7) 別表4により、事業又は資産の譲渡又は譲受けに伴い不動産の譲渡又は譲受けを予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。
3. 事業再編の実施時期
- (1) 事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
- (2) 別表5により、毎事業年度の実施予定を記載する。
4. 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
- (2) 必要な資金の額及び調達方法は、別表6により記載する。
5. 事業再編に伴う労務に関する事項
- (1) 事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業再編促進対象事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下(2)から(5)まで同じ。）
- (2) 事業再編の終了時期の従業員数
- (3) 事業再編に充てる予定の従業員数
- (4) (3)中、新規採用される従業員数
- (5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数
6. その他
- (1) 農業競争力強化支援法施行令（平成29年政令第206号。以下「令」という。）第1条並びに規則第10条第1号及び第2号に該当するものは、次の事項を記載する。
- ① 事業再編を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第1条第1号又は規則第10条第1号若しくは第2号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高
- ② 申請を行う事業再編促進対象事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況
- (2) 令第1条第1号又は規則第10条第1号に該当する場合にあっては、(1)の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）様式第4号、様式第5号又は様式第8号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。
- (3) 規則第10条第2号に該当する場合にあっては、(1)の記載事項は、別表7により記載する。

別表1

事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第5項第1号の要件		
合併		
分割		
農業生産関連事業の譲渡又は譲受け		
規則第1条第1項の要件		

一	株式交換		
二	株式移転		
三	資産の譲渡又は譲受け		
四	出資の受入れ		
五	他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）		
六	関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）		
七	外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）		
八	外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）		
九	会社又は外国法人の設立又は清算		
十	有限責任事業組合に対する出資		
十一	保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄		
法第2条第5項第2号の要件			
	農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化		

(注)

1. 事業再編計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。同一の措置であって複数の事項に該当する場合は、その旨を記載する。
2. 実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を、その見通しを可能な限り明らかにしつつ記載すること。
  - (1) 合併については、合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載する。
  - (2) 分割については、分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。

- (3) 事業の譲渡については、譲り渡す事業の内容及び価額並びに譲渡期日を記載する。
- (4) 事業の譲受けについては、譲り受ける事業の内容及び価額並びに譲受期日を記載する。当該事業の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。
- (5) 株式交換については、株式交換をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。
- (6) 資産の譲渡については、譲り渡す資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲渡期日を記載する。
- (7) 資産の譲受けについては、譲り受ける資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受期日を記載する。当該資産の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。
- (8) 株式移転については、株式移転により新設する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式移転比率及び株式移転期日を記載する。
- (9) 出資の受入れについては、当該出資受入前の資本金の額、受入額、受入れの方法（新株の発行、親会社からの増資等）及び受入期日を記載する。当該出資の受入れが現物出資により行われる場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。また、当該出資の受入れと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金を減少する場合には、その減少額を記載し、株式の併合を伴う場合にはその併合比率を記載する。
- (10) 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該農業生産関連事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。
- (11) 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）については、当該関係事業者における株式保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該関係事業者の役員に占める当該農業生産関連事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式を現物配当する場合には、その旨を記載する。
- (12) 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。以下この項目において「株式等」という。）の取得については、当該取得する株式等に係る外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、当該取得する株式等の総数及び当該取得後における当該外国法人の発行済株式等に占める取得株式等の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該農業生産関連事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。
- (13) 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。以下この項目において「株式等」という。）の譲渡については、当該外国関係法人における株式等の保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該外国関係法人の役員に占める当該農業生産関連事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式等の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式等を現物配当する場合には、その旨を記載する。
- (14) 会社又は外国法人の設立については、設立する会社又は外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金（出資者ごとに出资额を記載する。）並びに設立期日を記載する。会社の設立の場合につき、当該会社の設立において定款に現物出資又は財産引受の記載がある場合には、その旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。
- (15) 会社又は外国法人の清算については、当該会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに清算期日を記載する。
- (16) 有限責任事業組合に対する出資については、出資を行う有限責任事業組合の名称及び住所並びに出資者（組合員）の名称（法人が出資者（組合員）である場合には、当該法人の名称並びに職務執行者の当該法人における役職及び氏名）及び住所を記載する。また、金銭を出資の目的とする場合には、出資の額及び出資する期日を記載し、金銭以外の財産を出資の目的とする

場合には、現物出資する財産の内容、財産の価額（有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成17年経済産業省令第74号）第8条第1項に規定する価額をいう。）及び出資する期日を記載する。

(17) 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄については、当該撤去する施設又は廃棄する設備を特定し、その内容、帳簿価額、撤去又は廃棄期日及び施設又は設備の相当程度の撤去又は廃棄の比率をそれぞれ記載する（詳細については、別表3に記載）。また、これに伴い希望退職の募集を行う場合には、その旨を記載する。

別表2

事業再編に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

	設備等の種類	事業再編促進設備等の該当	設備等の名称	用途	設置場所	単価	数量	金額
年度								
	小 計							
年度								
年度								
年度								
年度								
合 計								

別表3

事業再編に伴う施設の撤去又は設備の廃棄の種類  
(施設)

1. 撤去する施設の内容及び帳簿価額

(単位：百万円)

	所在家屋番号	種類・構造	用途	床面積	帳簿価額	撤去期日
1						
2						
3						
合 計						

2. 撤去する前に保有する全ての施設の帳簿価額の合計額

(単位：百万円)

--

3. 施設の相当程度の撤去の比率 \_\_\_\_\_%

(注) 「1. 撤去する施設的内容及び帳簿価額」の合計額を「2. 撤去する前に保有する全ての施設の帳簿価額の合計額」で除したものを記載する。

(設備)

1. 廃棄する設備の内容及び帳簿価額

(単位：百万円)

	設置場所	設備の名称	用途	数量	帳簿価額	廃棄期日
1						
2						
3						
合計						

2. 廃棄する前に保有する全ての設備の帳簿価額の合計額

(単位：百万円)

3. 設備の相当程度の廃棄の比率 \_\_\_\_\_%

(注) 「1. 廃棄する設備の内容及び帳簿価額」の合計額を「2. 廃棄する前に保有する全ての設備の帳簿価額の合計額」で除したものを記載する。

別表4

譲渡し、取得し、又は譲り受ける不動産の内容

(土地)

(単位：㎡)

	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				
3				

(家屋)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類・構造	床面積	その他
1				
2				
3				

(注) 譲渡又は譲受けについて、その他欄に記載する。事業又は資産の譲渡又は譲受けに伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲渡先名又は譲受け元名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表 5

## 事業再編の実施時期

年 度	実 施 内 容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

別表 6

## 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達先	資金の借入れ	自己資金	そ の 他	合 計	備 考
	所要額					

(注)

1. 「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
2. 社債又は資金の借入れについて法第24条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける予定がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
3. 法第25条第1項の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）からの資金の借入れを予定する場合には、その旨及び認定事業再編を行うのに必要な資金の額の合計を、公庫の名を示しつつ「備考」に記載する。
4. 資金の借入れについて法第26条第1項の規定に基づく公庫による債務の保証を受ける予定がある場合には、その旨及び借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
5. 法第27条第1号若しくは第4号の規定に基づく株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）からの出資の受入れ若しくは資金の借入れ又は同条第2号に基づく支援対象事業再編等支援団体からの出資の受入れを予定する場合には、その旨及び認定事業再編計画を行うのに必要な資金の額の合計を、支援機構又は支援対象事業再編等支援団体の名を示しつつ「備考」に記載する。
6. 規則第4条第3項に規定する事業再編に係る資金計画を含む場合には、「備考」に当該資金計画に係る債権放棄額の総額を記載するとともに、個々の債権者ごとに当該事業再編債権者の氏名（当該事業再編債権者が法人の場合にあっては、法人名）、債権放棄額及び債権放棄の実施時期を記載する。

別表 7

## 1. 事業再編促進対象事業者の国内売上高合計額

(単位：百万円)

	甲	乙

事業再編促進対象事業者の名称		
国内売上高合計額	( 年 月期現在)	( 年 月期現在)
国内売上高合計額の算出の根拠		

2. 申請を行う事業再編促進対象事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

--	--

(注)

1. 事業再編促進対象事業者が3者以上の場合は、1. 中「乙」に続けて、3者目以降の事業再編促進対象事業者を「丙」、「丁」等として記載する。
2. 国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。
3. 国内売上高合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第2項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（事業再編を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算定の根拠となる内容を記載する。
4. 申請を行う事業再編促進対象事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業再編に係る商品又は役務に関する事業再編促進対象事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業再編に併せて採ることとする措置の内容を記載する。



様式第二（第6条関係）

事業再編計画の認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで認定申請のあった事業再編計画については、農業競争力強化支援法  
第18条第1項の規定に基づき認定する。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第三（第6条関係）

事業再編計画の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで認定申請のあった事業再編計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第18条第6項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定事業再編事業者名
3. 認定事業再編計画の目標
  - (1) 事業再編に係る事業の目標
  - (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標
4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容
  - (1) 事業再編に係る事業の内容（良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容を含む。）
  - (2) 事業再編を行う場所の住所
  - (3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項
  - (4) 事業再編を実施するための措置の内容
5. 事業再編の開始時期及び終了時期
6. 事業再編に伴う労務に関する事項
7. 事業再編に係る競争に関する事項  
(記載要領)
  1. 「3. 認定事業再編計画の目標」、「4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容」及び「7. 事業再編に係る競争に関する事項」中、認定事業再編事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
  2. 「4. (4) 事業再編を実施するための措置の内容」については、様式第一の別表1の内容を記載する。

様式第五（第7条関係）

認定事業再編計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業再編計画について下記のとおり変更したいので、農業競争力強化支援法第19条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後とを対比して記載する。

様式第六（第7条関係）

認定事業再編計画の変更認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで変更認定申請のあった事業再編計画については、農業競争力強化支援法第19条第1項の規定に基づき認定する。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第七（第7条関係）

認定事業再編計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで変更認定申請のあった事業再編計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第19条第5項において準用する同法第18条第6項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第八（第7条関係）

変更後の認定事業再編計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定事業再編事業者名
3. 変更後の認定事業再編計画の目標
  - (1) 事業再編に係る事業の目標
  - (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標
4. 変更後の認定事業再編計画に係る事業再編の内容
  - (1) 事業再編に係る事業の内容（良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容を含む。）
  - (2) 事業再編を行う場所の住所
  - (3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項
  - (4) 事業再編を実施するための措置の内容
5. 変更後の事業再編の開始時期及び終了時期
6. 変更後の事業再編に伴う労務に関する事項
7. 変更後の事業再編に係る競争に関する事項  
(記載要領)
  1. 「3. 変更後の認定事業再編計画の目標」、「4. 変更後の認定事業再編計画に係る事業再編の内容」及び「7. 変更後の事業再編に係る競争に関する事項」中、認定事業再編事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
  2. 「4. (4)事業再編を実施するための措置の内容」については、様式第一の別表1の内容を記載する。

様式第九（第8条関係）

認定事業再編計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした事業再編計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第18条第6項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。



様式第十（第9条関係）

認定事業再編計画の認定取消通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした事業再編計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第19条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第十一（第9条関係）

認定事業再編計画の認定取消しの公表

1. 認定取消しの年月日
2. 認定を取り消された事業者名
3. 認定取消しの理由  
(記載要領)
  1. 認定取消しの理由
    - (1) 農業競争力強化支援法第19条第2項及び第3項のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
    - (2) 事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

主務大臣 名 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

農業競争力強化支援法第21条第1項の規定に基づき、事業参入計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 事業参入の目標
2. 事業参入の内容
3. 事業参入の実施時期
4. 事業参入の実施に必要な資金の額及びその調達方法
5. その他  
(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 事業参入の目標
  - (1) 事業参入に係る事業の目標（事業参入を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
  - (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標（任意の指標を設定する。）を記載する。
2. 事業参入の内容
  - (1) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容その他事業参入に係る事業の内容を記載する。
    - ① 事業参入計画の対象となる事業を記載する。
    - ② 事業参入計画の具体的内容を要約的に記載する。
    - ③ 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の取組内容を記載する。
    - ④ ③の記載中において、次の説明を記載する。
      - イ 良質かつ低廉な農業資材の供給の取組と農産物の生産コストの低減との因果関係
      - ロ 農産物流通等の合理化の取組と農産物の販売コストの低減又は農業経営の安定・発展との因果関係
  - (2) 事業参入を行う場所の住所を記載する。
  - (3) 関係事業者又は外国関係法人が共同して事業参入を実施する場合には、その名称及び当該関係事業者又は当該外国関係法人が農業競争力強化支援法施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省令第1号）第1条第2項の関係事業者又は同条第3項の外国関係法人であることの説明を記載する。
  - (4) 別表1により、事業参入に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業参入促進対象事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。
  - (5) 別表2により、事業又は資産の譲渡又は譲受けに伴い不動産の譲渡又は譲受けを予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。
3. 事業参入の実施時期
  - (1) 事業参入の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
  - (2) 別表3により、毎事業年度の実施予定を記載する。
4. 事業参入の実施に必要な資金の額及びその調達方法
  - (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
  - (2) 必要な資金の額及び調達方法は、別表4により記載する。

別表 1

事業参入に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

	設備等の種類	設備等の名称	用途	設置場所	単価	数量	金額
年度							
	小 計						
年度							
年度							
年度							
年度							
合 計							

別表 2

譲渡し、取得し、又は譲り受ける不動産の内容  
(土地)

(単位：㎡)

	所在地番	地 目	面 積	そ の 他
1				
2				
3				

(家屋)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類構造	床面積	そ の 他
1				
2				
3				

(注) 譲渡又は譲受けについて、その他欄に記載する。事業又は資産の譲渡又は譲受けに伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲渡先名又は譲受け元名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表 3

事業参入の実施時期

年 度	実 施 内 容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

別表 4

事業参入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達先	資金の借入れ	自己資金	そ の 他	合 計	備 考
	所要額					

(注)

1. 「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
2. 社債又は資金の借入れについて農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号。以下「法」という。）第24条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける予定がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
3. 法第25条第1項の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）からの資金の借入れを予定する場合には、その旨及び認定事業参入を行うのに必要な資金の額の合計を、公庫の名を示しつつ「備考」に記載する。
4. 資金の借入れについて法第26条第1項の規定に基づく公庫による債務の保証を受ける予定がある場合には、その旨及び借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
5. 法第27条第1号若しくは第4号の規定に基づく株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）からの出資の受入れ若しくは資金の借入れ又は同条第2号に基づく支援対象事業再編等支援団体からの出資の受入れを予定する場合には、その旨及び認定事業参入計画を行うのに必要な資金の額の合計を、支援機構又は支援対象事業再編等支援団体の名を示しつつ「備考」に記載する。

様式第十三（第12条関係）

事業参入計画の認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで認定申請のあった事業参入計画については、農業競争力強化支援法  
第21条第1項の規定に基づき認定する。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十四（第12条関係）

事業参入計画の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで認定申請のあった事業参入計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第21条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第十五（第12条関係）

認定事業参入計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定事業参入事業者名
3. 認定事業参入計画の目標
  - (1) 事業参入に係る事業の目標
  - (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標
4. 認定事業参入計画に係る事業参入の内容
  - (1) 事業参入に係る事業の内容（良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容を含む。）
  - (2) 事業参入を行う場所の住所
  - (3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項
5. 事業参入の開始時期及び終了時期  
（記載要領）

「3. 認定事業参入計画の目標」、「4. 認定事業参入計画に係る事業参入の内容」中、認定事業参入事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。



様式第十六（第13条関係）

認定事業参入計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業参入計画について下記のとおり変更したいので、農業競争力強化支援法第22条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後とを対比して記載する。

様式第十七（第13条関係）

認定事業参入計画の変更認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで変更認定申請のあった事業参入計画については、農業競争力強化支援法第22条第1項の規定に基づき認定する。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十八（第13条関係）

認定事業参入計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで変更認定申請のあった事業参入計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第22条第5項において準用する同法第21条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第十九（第13条関係）

変更後の認定事業参入計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定事業参入事業者名
3. 変更後の認定事業参入計画の目標
  - (1) 事業参入に係る事業の目標
  - (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標
4. 変更後の認定事業参入計画に係る事業参入の内容
  - (1) 事業参入に係る事業の内容（良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容を含む。）
  - (2) 事業参入を行う場所の住所
  - (3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項
5. 変更後の事業参入の開始時期及び終了時期  
（記載要領）

「3. 変更後の認定事業参入計画の目標」、「4. 変更後の認定事業参入計画に係る事業参入の内容」中、認定事業参入事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第二十（第14条関係）

認定事業参入計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした事業参入計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第21条第4項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第二十一（第15条関係）

認定事業参入計画の認定取消通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした事業参入計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第22条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第二十二（第15条関係）

認定事業参入計画の認定取消しの公表

1. 認定取消しの年月日
2. 認定を取り消された事業者名
3. 認定取消しの理由

（記載要領）

1. 認定取消しの理由
  - (1) 農業競争力強化支援法第22条第2項及び第3項のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
  - (2) 事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第二十三（第18条関係）

年度における認定事業再編計画の実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業再編計画の 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業再編計画の目標の達成状況
2. 実施した事業再編計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容
3. 事業再編計画に伴う労務に関する事項  
(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 事業再編計画の目標の達成状況に関する次の事項について、認定事業再編計画に記載した指標と実績とを対比させて記載する。
  - (1) 事業再編に係る事業の目標の達成状況
  - (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標の達成状況
  - (3) 生産性の向上を示す数値目標の達成状況
  - (4) 財務内容の健全性の向上を示す数値目標の達成状況
2. 実施した事業再編計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容については、次の別表により、認定事業再編事業者及び関係事業者、外国関係法人が実施した措置等について、認定事業再編計画と実績とを対比させてそれぞれ記載する。
  - (1) 社債又は資金の借入れについて独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
  - (2) 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から融資を受けた場合には、その金額を記載する。
  - (3) 社債又は資金の借入れについて公庫による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
  - (4) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構から出資若しくは資金の貸付け又は支援対象事業再編等支援団体から出資を受けた場合には、その金額を記載する。
3. 事業再編計画に伴う労務に関する次の事項について、認定事業再編計画と実績とを対比させて記載する。(3)、(4)及び(5)については、最終年度の報告において計画期間全体の数値も報告する。
  - (1) 事業再編計画の開始時期の従業員数（認定事業再編事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下(2)から(5)まで同じ。）
  - (2) 当該事業年度末の従業員数
  - (3) 当該事業年度中、事業再編計画に充てた従業員数
  - (4) (3)のうち、新規採用された従業員数
  - (5) 事業再編計画に伴い当該事業年度中に出向し、又は解雇された従業員数

別表

実施した事業再編計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区 分	計 画	実 績
実施内容等		



様式第二十四（第18条関係）

年度における認定事業参入計画の実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業参入計画の 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業参入計画の目標の達成状況
2. 実施した事業参入計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容  
(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 事業参入計画の目標の達成状況に関する次の事項について、認定事業参入計画に記載した指標と実績とを対比させて記載する。
  - (1) 事業参入に係る事業の目標の達成状況
  - (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物物流通等の合理化に関する数値目標の達成状況
2. 実施した事業参入計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容については、次の別表により、認定事業参入事業者及び関係事業者、外国関係法人が実施した措置等について、認定事業参入計画と実績とを対比させてそれぞれ記載する。
  - (1) 社債又は資金の借入れについて独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
  - (2) 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から融資を受けた場合には、その金額を記載する。
  - (3) 社債又は資金の借入れについて公庫による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
  - (4) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構から出資若しくは資金の貸付け又は支援対象事業再編等支援団体から出資を受けた場合には、その金額を記載する。

別表

実施した事業参入計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区 分	計 画	実 績
実施内容等		

様式第二十五（第18条関係）

年度における認定事業再編計画の半期実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業再編計画の 年度の半期における実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業再編計画の目標の達成状況
2. 実施した事業再編計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容
3. 事業再編計画に伴う労務に関する事項  
(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 事業再編計画の目標の達成状況に関する次の事項について、認定事業再編計画に記載した指標と実績とを対比させて記載する。
  - (1) 事業再編に係る事業の目標の達成状況
  - (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標の達成状況
  - (3) 生産性の向上を示す数値目標の達成状況
  - (4) 財務内容の健全性の向上を示す数値目標の達成状況
2. 実施した事業再編計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容については、次の別表により、認定事業再編事業者及び関係事業者、外国関係法人が実施した措置等について、認定事業再編計画と実績とを対比させてそれぞれ記載する。
  - (1) 社債又は資金の借入れについて独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
  - (2) 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から融資を受けた場合には、その金額を記載する。
  - (3) 社債又は資金の借入れについて公庫による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
  - (4) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構から出資若しくは資金の貸付け又は支援対象事業再編等支援団体から出資を受けた場合には、その金額を記載する。
3. 事業再編計画に伴う労務に関する次の事項について、認定事業再編計画と実績とを対比させて記載する。
  - (1) 事業再編計画の開始時期の従業員数（認定事業再編事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下(2)から(5)まで同じ。）
  - (2) 事業再編計画の当該半期の終了時期の従業員数
  - (3) 当該半期中、事業再編計画に充てた従業員数
  - (4) (3)のうち、新規採用された従業員数
  - (5) 事業再編計画に伴い当該半期中に出向し、又は解雇された従業員数

別表

実施した事業再編計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区 分	計 画	実 績
実施内容等		

様式第二十六（第18条関係）

年度における認定事業再編計画（認定事業参入計画）の適時実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業再編計画（事業参入計画）の実施に当たり、下記の事項が発生したため報告します。

記

発生した事項

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法施行規則第18条第5項各号に掲げる事項に照らして記載する。

様式第二十七（第20条関係）

農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の規定に基づく証明申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

農業競争力強化支援法施行規則第21条第1項の規定に基づく証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 施設の相当程度の撤去の比率 \_\_\_\_\_ %
2. 設備の相当程度の廃棄の比率 \_\_\_\_\_ %
3. 設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額
4. 廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避免的に発生した次に掲げる費用
  - (1) 設備廃棄等に係る減価償却資産の解体及び廃棄に係る費用
  - (2) 他に転用できない材料、半製品及び補修用部品の廃棄に係る費用
  - (3) 他に転用できない発注済みの材料及び補修用部品に係る費用
  - (4) 賃借した建物及びその附属設備に係る原状回復費用
  - (5) 設備廃棄等が行われた施設又は設備に係る業務に関して物品等の提供を行う事業者の補償に係る費用
5. 「3. 設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額」及び「4. 廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避免的に発生した次に掲げる費用」の合計額  
(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 施設の相当程度の撤去の比率
  - (1)に規定する合計額から(2)に規定する合計額を除いたものを記載する。
    - (1) 別表1の「1. 撤去する施設内容及び帳簿価額」に、撤去する施設の内容、撤去する直前の帳簿価額及び撤去期日並びに帳簿価額の合計額を記載する。
    - (2) 別表1の「2. 撤去直前に保有していた全ての施設の帳簿価額の合計額」に、施設を撤去する直前における、撤去する施設の帳簿価額と残存保有する施設の帳簿価額の合計額を記載する。
2. 設備の相当程度の廃棄の比率
  - (1)に規定する合計額から(2)に規定する合計額を除いたものを記載する。
    - (1) 別表2の「1. 廃棄する設備内容及び帳簿価額」に、廃棄する設備の内容、廃棄する直前の帳簿価額及び廃棄期日並びに帳簿価額の合計額を記載する。
    - (2) 別表2の「2. 廃棄直前に保有していた全ての設備の帳簿価額の合計額」に、設備を廃棄する直前における、廃棄する設備の帳簿価額と残存保有する設備の帳簿価額の合計額を記載する。
3. 設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額  
当該設備廃棄等の直前の帳簿価額の合計額を記入する。
4. 廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避免的に発生した次に掲げる費用
  - (1) 当該解体に係る工事並びに廃棄物の運搬及び処分に係る対価の額を記載する。
  - (2) 当該材料、半製品及び補修用部品の帳簿価額及び売却損並びにこれを廃棄するための運搬及び処分に係る対価の額を記載する。
  - (3) 当該材料及び補修用部品（納入が行われないものに限る。）に係る対価の額を記載する。
  - (4) 自己の用に造作した建物及びその附属設備の撤去により必要となる原状回復のために支払った金額を記載する。
  - (5) 当該認定事業再編事業者のうち当該業務に係る特殊な材料若しくは部品の提供を行う者又は専ら当該業務に係る役務の提供を行う者に対して支払った補償金の額を記載する。
5. 「3. 設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額」及び「4. 廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避免的に発生した次に掲げる費用」の合計額

「3. 設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額」及び「4. 廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避免的に発生した次に掲げる費用」の合計額を記載する。

(注) 「1. 施設の相当程度の撤去の比率」及び「2. 設備の相当程度の廃棄の比率」については、認定事業再編計画において事業再編を実施するための措置の内容として「保有する施設の相当程度の廃棄又は設備の相当程度の廃棄」を記載している場合についてのみ記載する。

別表 1

1. 撤去する施設の内容及び帳簿価額

(単位：百万円)

	所在家屋番号	種類・構造	用 途	床面積	帳 簿 価 額	撤去期日
1						
2						
3						
合 計						

2. 撤去直前に保有していた全ての施設の帳簿価額の合計額

(単位：百万円)

別表 2

1. 廃棄する設備の内容及び帳簿価額

(単位：百万円)

	設置場所	名 称	用 途	数 量	帳 簿 価 額	廃棄期日
1						
2						
3						
合 計						

2. 廃棄直前に保有していた全ての設備の帳簿価額の合計額

(単位：百万円)

様式第二十八（第21条関係）

農業競争力強化支援法施行規則第21条第1項の証明通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで証明申請のあった農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の規定に基づく証明の申請については、農業競争力強化支援法施行規則第21条第1項の規定に基づき証明する。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二十九（第21条関係）

農業競争力強化支援法施行規則第21条第1項の証明をしない旨の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

令和 年 月 日付けで証明申請のあった農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の規定に基づく証明の申請については、下記の理由により証明をしないものとします。

記

証明をしない理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

証明をしない理由を具体的に記載する。

様式第三十（第22条関係）

年度における認定事業再編計画の実施期間終了の日以降  
引き続き課税の特例の適用を受ける場合の実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業再編計画の 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 認定事業再編計画の目標の達成状況
2. 課税の特例に関する報告（事業再編促進設備等の割増償却）  
（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

1. 認定事業再編計画の目標の達成状況に関する次の事項について、認定事業再編計画に記載した指標と実績とを対比させて記載する。
  - (1) 事業再編に係る事業の目標の達成状況
  - (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標の達成状況
  - (3) 生産性の向上を示す数値目標の達成状況
  - (4) 財務内容の健全性の向上を示す数値目標の達成状況
2. 課税の特例に関する報告（事業再編促進設備等の割増償却）

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第13条の2、第46条の2又は第68条の33に規定する課税の特例を受けた場合における当該事業再編促進設備等の事業の用に供した日以後5年以内の日を含む事業年度の割増償却額を記載する。